

「職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画」の改定案の概要

厚生労働省では、「職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定）に基づき、職業安定行政関係業務の最適化を進めているところであるが、職業安定行政関係業務を巡る状況が変化しており、最適化計画の改定を行う必要がある。

最適化計画の改定理由と主な改定内容は、下記のとおりである。

【改定理由】

最適化計画による最適化を実施した結果、平成23年度よりハローワークシステムが全面稼働したところであるが、求職者支援制度が施行される等、職業安定行政関係業務に係る環境の変化を踏まえ、最適化計画の改定を行う。

【改定内容】

○ 求職者支援制度の取り込み

平成23年10月より求職者支援制度が施行され、公共職業安定所において求職者支援業務が実施されている。求職者支援業務は職業紹介業務等との密接な連携が必要となることから、求職者支援制度を最適化計画に取り込み、求職者支援業務を職業安定行政関係業務の一部として一体的に最適化を実施することで、業務全体の効率化を図る。

○ 効果試算の見直し

ハローワークシステムが全面稼働したことに伴い最適化効果を再試算した結果、前回改定時と比較し、経費削減効果を年間約102億円（試算値）から約74億円（試算値）、業務処理時間の削減効果を年間延べ77,082人日（試算値）から延べ92,823人日（試算値）に改めることとした。